

周南市市民活動保険制度のご案内

令和4年度から、ご自身のケガ（傷害補償）にも対応しました。

市民活動中のケガや不慮の事故に対して、補償金が給付されます。
保険料の負担や、事前の登録は必要ありません。

対象となる方（市民活動者） 以下の①、②のいずれかを満たすもの

- ① 市民活動団体に所属して活動する方
※「市民活動団体」とは、周南市に活動の拠点を置き、市民（市外居住者を含む。）により自主的に組織された市民活動を行う団体のことです。
- ② 周南市が主催、共催、依頼する事業にボランティアとして参加する方

対象となる活動（市民活動） 以下の①～⑥を全て満たすもの

- ① 公共の利益を目的とした自主的な活動 または周南市の主催、共催、依頼による活動であること
- ② 計画的な活動であること
- ③ 報酬（実費弁償程度のものを除く。）を受けないで行う活動であること
- ④ 政治、宗教又は営利を目的とした活動でないこと
- ⑤ 自助的な活動や親睦を目的とした活動でないこと
- ⑥ 職場等で行事として行う活動でないこと

活動分野	対象となる活動の例
地域社会活動	地域清掃活動・地域行事、市広報誌等の配布、自主防災活動
社会福祉活動	家庭訪問・家事支援・生活介助、託児ボランティア等の子育て支援
青少年健全育成活動	子ども会・PTA活動、地域パトロール等の見守り活動
社会教育活動	スポーツ・レクリエーションの指導・普及、老人クラブ等の活動
保健衛生活動	食生活改善活動、病気予防活動
環境美化・保全活動	森林保全・自然保護活動、リサイクル活動
国際交流・協力活動	留学生支援、友好親善活動、難民支援、通訳ボランティア活動

対象とならない活動

- ① 学校の管理下で行う、園児、児童、生徒又は教員が行う活動
- ② 山岳・海難救助活動、災害救助活動等の緊急時での活動
- ③ 危険度の高い活動
- ④ 日本国外での活動

補償内容

○賠償責任事故（※1.保証期間中の上限額があります。 ※2.自己負担額は 5,000 円です。）

補償金の種類	補償金支払限度額
身体賠償	1人につき 6,000万円 1事故につき 3億円
財物賠償	1事故につき 500万円
保管物賠償	1事故につき 300万円

○傷害事故

補償金の種類	補償金額
死亡補償	500万円
後遺障害補償	障害の程度により、死亡補償額に、別に定める割合を乗じた額
入院補償（日額）	3,000円
手術補償	手術の種類に応じ、入院補償日額に、別に定める倍率を乗じた額
通院補償（日額）	2,000円

事故発生からの手続き

手順	必要な手続き	手続きの詳細
①	事故の記録	事故が起こった場合は、事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、現場の写真など、事故の内容を記録してください。
②	連絡と報告準備	事故発生後、速やかに下記「問合せ先」まで、連絡してください。また、市民活動中の事故であることを確認できる書類を準備してください。（団体規約・事業計画や活動チラシ・参加者名簿など）
③	報告書の提出	担当の指示に従い、「市民活動事故発生報告書」（様式1）や、関係書類を提出してください。 ※審査の結果、補償の対象とならない場合があります。
④	補償金の請求 ・支払	補償金は市が保険会社に請求し、保険会社が補償対象者に支払います。

問合せ先

周南市役所 地域づくり推進課 地域づくり支援担当

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

TEL:0834-22-8412 FAX:0834-22-8428

E-mail:kyodo@city.shunan.lg.jp